

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を35万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

私が所持しているA社の平成16年7月の賃金明細書によると、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に申立期間の標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賃金明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成16年7月9日に賞与を支給され、その主張する標準賞与額（35万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社から提出された健康保険被保険者標準賞与決定通知書及び厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書により、申立人の申立期間における賞与額及び標準賞与額が確認できるところ、同社の現在の担当者は、「社会保険事務所への賞与の届出に当たっては、同じ内容のフロッピーディスクを3枚作成しており、当社が加入する健康保険組合に3枚のフロッピーディスクを提出し、同組合で内容を確認の上、同組合から社会保険事務所及び基金にそれぞれ提出してもらっていた。」と供述していることから、当該事業所から、申立人に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所に対し行っていたものと推認される。

また、オンライン記録から、申立人は、平成16年7月1日に定年退職により、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に定年再雇用により、同資格を再取得していることが確認できるところ、前記の担当者は、「健

康保険組合に提出したフロッピーディスクにおける被保険者整理番号は、資格喪失前の申立人の被保険者整理番号で届出されていたことから、社会保険事務所にも同様に資格喪失前の被保険者整理番号で届出されていたと考えられる。」と供述している。このことについてA社を管轄する年金事務所は、「新規整理番号を確認できた場合は、訂正の上処理するが、定年再雇用であることが確認できない場合には処理不要とされていたと思われる。」と回答しているものの、オンライン記録の処理年月日を確認すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び同資格再取得日については同年7月16日、同社の他の被保険者の標準賞与額の処理年月日は同年8月6日とされており、申立人の被保険者資格の得喪の処理が行われた以降に、標準賞与額の処理が行われていることを踏まえると、標準賞与額を処理する時点において社会保険事務所では、申立人に係る新規整理番号を確認の上、訂正処理を行うことが可能であったと考えられる。

なお、申立人に係る健康保険組合及び厚生年金基金加入員記録によると、申立期間の標準賞与額はいずれも35万5,000円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当時の社会保険事務所における申立人に係る標準賞与額の事務処理は適正であったとは認められず、事業主が申立人の主張する申立期間における標準賞与額（35万5,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び賃金明細書において確認できる賞与額から、35万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から61年3月まで

私の母が、昭和51年3月頃に、A市役所において国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。それにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が、昭和51年3月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、平成5年11月29日に払い出されている上、申立人は、国民年金手帳記号番号払出日以降の7年6月22日に、第3号被保険者の届出特例により、昭和61年4月1日まで遡って第3号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、オンライン記録による氏名検索及び申立期間においてA市に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無い。

さらに、申立人は、「私の母が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張しているものの、申立人の母親は既に他界しており、証言を得ることができない上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及び申立人の亡き母親が申立期間の国民年金保険料を

納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

「脱退手当金のお知らせ」が届き、A社に係る脱退手当金が支給されている旨の記載があったが、結婚のため同社を退職する際、脱退手当金の説明を受けた覚えもなく、また、脱退手当金を受け取った覚えもない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社において、申立人の前後に厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者15人のうち、申立人と同時期の昭和40年から42年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある元同僚は5人おり、そのうち4人は資格喪失後の約2か月以内に支給決定されている上、脱退手当金の支給記録がある元同僚5人のうち4人は「退職する際、A社から脱退手当金について説明を受けた。」と供述している。

さらに、脱退手当金の支給記録がある元同僚5人のうちの3人は「脱退手当金を受給した。A社で脱退手当金の請求を代行してもらった。」と供述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。